

独立行政法人国際協力機構 平成19年度計画

独立行政法人通則法第31条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）の中期計画に基づく平成19年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

第1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営における機動性の向上

- ア. 「政府開発援助に関する中期政策」に記載された現地機能強化の具体的取組を中心に、国際協力銀行（円借款関連部分）との統合も視野に入れつつ、現地ODAタスクフォースにより積極的に参加する。
- イ. 在外主導體制の定着を図るため、独立行政法人化後の諸改革の進捗状況をモニタリングし、具体的方策を講じる。
- ウ. 既存の各システムを有効活用し、各部における予算執行の予測性向上のための取組を予算見直し時期を中心に強化するとともに、必要に応じ横断的調整を一層強化する。
- エ. EUへ加盟した、あるいはOECD開発援助委員会の援助受取国リストから外れたいわゆるODA卒業国に設置されている海外拠点については、実施中の事業終了のタイミングや外交的配慮も念頭に置きつつ原則廃止する。それ以外の海外拠点についても、開発途上国の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。
- オ. 国内拠点について、各国内機関の設置目的と果たすべき機能、役割、稼働率等の利用状況、費用対効果等を第三者の参加を得て検証し、その検証結果に基づき配置の適正化のための必要な見直しを行う。

2. 業務運営全体の効率化

- ア. 研修員受入について、研修コースの募集要項及び応募様式の送受用データベースを導入・運用し、事務手続きの効率化を図る。
- イ. 専門家派遣について、平成18年度に導入した新派遣システムの効果的運用を図り、派遣手続きの効率化を行う。
- ウ. ボランティア関連業務の手続きの効率化に向けたシステムの設計を行う。
- エ. コンサルタント契約について、現地業務費の精算の簡素化を試行的に導入し、手続きの合理化を図る。
- オ. グループウェア等を活用して内部連絡文書の電子化・合理化を進める。
- カ. 関連公益法人等との契約の見直しを行い、一般競争入札、プロポーザル方式契約等競争性のある契約への移行を進める。

- キ. 随意契約の妥当性について第三者による検証を行うとともに、随意契約の情報をホームページにて開示し、透明性の確保を図る。
- ク. 委託先の適正な執行を確保するため、定期的な報告・確認の手続きを明確にし、実行する。
- ケ. 業務経費について、毎事業年度1.3%以上の効率化を達成するための取組を行う。
- コ. 一般管理費について、中期目標期間の最終年度において平成18年度比年率3%以上の効率化を達成するための取組を行う。
- サ. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、人件費について平成17年度を基準として平成18年度から平成22年度までの5年間に於いて5%以上の削減を行うため、平成17年度に比べ平成19年度人件費を1.5%削減する。
また、国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、役職員の給与について見直し等を進める。
- シ. 効率化の取組が業務の質の低下をもたらすことのないように適切なモニタリングのあり方について検討を行う。

3. 改正機構法の施行に向けた準備

改正機構法の施行に向けて、技術協力事業、有償資金協力事業及び無償資金協力事業の相乗効果が最大限発現される実施体制を構築すべく、関係機関と調整の上、組織、業務の統合に向けた準備を適確かつ着実に進める。この際、ODAの実施に係る業務の継続性を損なわないよう、かつ、従来以上に円滑な業務の実施が可能となるよう適切な配慮を行うとともに、本部及び在外事務所の速やかな統合、部局間の連携強化等を通じた援助効果の向上等統合メリットを最大限に発揮するよう留意する。

第2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

I. 総論

1. 効果的な事業の実施

- ア. 政府の案件採択に資するよう、政府の外交方針及び援助方針等の政策を踏まえ、優良な案件の形成を積極的に支援する。
- イ. 援助協調について、各種会議・協議への参画・開催や情報発信、人事交流、関係機関・他ドナーとの連携協力を実施する。
- ウ. 援助協調の一環として、国際社会共通の目標への取組として定められたミレニアム開発目標（MDGs）の達成への取組について、国際社会の動向に対応しつつ、機構の貢献について対外的に発信する。また、国際的な援助効果向上の議論を踏まえ、機構の事業における具体的な対応の必要性を検討し、適切に対処する。

- エ. 資金協力も視野に入れ、国別・地域別の事業実施方針の策定を進め、案件形成から要望調査、事業実施までの一連の過程において各種事業のプログラム化を進め、事業効果を向上させる。
- オ. 事業を通じて得られる教訓や最新の援助潮流を踏まえ、課題別指針の新規策定または改訂・更新を行う。また、課題別アプローチを引き続き強化し、各分野課題において、ナレッジサイト等のコンテンツの充実を図るとともに、その活用を促進する。
- カ. 従来から取り組んでいる人々の能力強化や地域社会の強化をさらに進め、災害、感染症、地球温暖化等、国際社会の脅威となる課題への対応や平和構築支援をはじめとする事業を行う際には、人間の安全保障の視点を事業に組み込むことにより、事業の質及び効果の向上を図る。
- キ. 国際協力銀行（円借款関連部分）との情報交換等を引き続き行うとともに、資金協力と技術協力プロジェクト／開発調査との連携を一層推進する。
- ク. 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。

2. 外務大臣からの緊急の要請への対応

外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関（国際会議その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。

3. 情報公開、広報の充実

- ア. 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、情報の公開に適正かつ積極的に対応する。
- イ. 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の保護及び開示請求への対応等を適正に行うとともに、機構関係者に対して、個人情報保護について周知徹底する。
- ウ. わかりやすい広報の観点から、広報戦略に基づきヒューマンストーリーの発信を重視するとともに、テレビ等の積極的な活用等により情報発信を強化する。また、マスメディア関係者の派遣、受入等を通じ、マスメディアとの連携を強化する。

4. 環境及び社会への配慮

- ア. JICA環境社会配慮ガイドラインを対象協力事業に適用する。適用の実績をとりまとめ、次年度以降の業務の参考とする。
- イ. JICA環境社会配慮ガイドラインに関する審査会及び不遵守に関する異議申立制度の運営を行う。

- ウ. J B I C環境社会配慮ガイドラインとの体系の一本化の準備を行う。
- エ. 本部と在外事務所の職員、専門家やコンサルタントを対象に、J I C A環境社会配慮ガイドラインに関する研修を行う。
- オ. 世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。
- カ. 光熱水量・廃棄物のこれまでの削減成果を維持し、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。

5. ジェンダー平等

- ア. 機構内で、事業ジェンダー主流化に係る部署毎の優良な取組を共有し、その推進に向けた具体的な方策を検討する。また部署毎の年間計画の内容の充実を図り、履行状況のモニタリングに努める。
- イ. ジェンダー視点を適切に統合した案件実施監理手法を職員に身につけさせるための職員専門研修を開発し実施する。また、ジェンダー視点の重要性を理解しその活動・行動に反映されるよう、専門家等に対してジェンダー講義を実施する。
- ウ. ジェンダー平等や女性のエンパワーメントのために特に配慮が必要とされる案件を選定し、ジェンダーにかかる具体的な取組を推進する。

6. 事業評価

- ア. 事前から事後までの一貫した評価を適切に実施するとともに、評価体制・手法の一層の強化を図り、在外事務所による事後評価の実施国数を拡大する。また、青年海外協力隊事業および災害援助等協力事業において、評価手法の充実を図りつつ、引き続き、評価を実施する。
- イ. 評価体制の充実と評価の質の向上のため、外部有識者事業評価委員会を定期的開催し、同委員会から提言を得て、引き続き評価制度・手法の改善を図る。また、評価の質と客観性の確保のため、外部有識者・機関等が行う評価（一次評価・二次評価）を充実させる。特に、事後評価に関しては、外部有識者・機関等が参画する事後評価の割合を全評価件数の50%以上とする。
- ウ. 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。
- エ. 評価によって得られた教訓の事業へのフィードバックをさらに推進するため、教訓及びその活用事例を収集・分析し、有用事例の共有を図る。
- オ. 効率的な事業実施に向け、費用対効果を明らかにする観点からコスト効率性評価のあり方に関する調査研究を実施する。

Ⅱ. 各事業毎の目標

1. 技術協力（法第13条第1項第1号）

（1）総論

- ア. 総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロップメント：CD）の視点を反映した事業を実施し、主流化を図るとともに国際的な会議等において積極的な発信を行うための知見を蓄積する。
- イ. 第三国研修のあり方の検討を行う等により、南南協力事業の効果的な実施を図る。また、JICA事業経験者等現地及び第三国リソースを把握し、積極的に活用する。
- ウ. 事業委託方式による技術協力プロジェクト等事業における民間からの参加を促進する。
- エ. 技術協力プロジェクトにかかる国内支援委員会、課題別委員会等について、民間、学識経験者等の参画を図り、その知見を積極的に活用する。

（2）技術協力プロジェクト・開発調査

- ア. 今後のプロジェクト形成段階の調査のあり方を検討する。
- イ. 候補案件に想定される概算経費について、プロジェクトの事業計画策定に関する各種ガイドライン等も活用しつつ、積算の標準化を図る。
- ウ. 事業計画の精緻化を図るため、事前調査を充実させるとともに、実施計画書の審査体制を強化する。また、職員が外部状況等の変化に対し柔軟かつ的確に対応した案件の実施ができるよう、事業マネジメントについて研修を行う。
- エ. 開発調査について、他の事前の調査との関係にも留意しつつ実施するとともに、資金協力を念頭においたフィージビリティ・スタディについては、設計・積算のガイドラインの整備を含め、関連する資金協力等の計画策定に寄与するよう留意しつつ実施する。

（3）研修員受入事業

- ア. 研修事業の事前評価方法を改善し、20年度に更新・新設予定の案件に適用するとともに、年次及び終了時の評価制度についても改善を図り、併せて新たな事後評価制度の枠組みを決定する。
- イ. 主要な分野課題について課題別研修の中期的な事業指針を策定する。また、課題別研修の更新・新設の検討について、計画手順の改善を図るとともに、第三者の参加を得て客観的に検証する仕組みを導入する。
- ウ. 国内で実施する研修については、課題別研修の実施基準を策定し、20年度に更新・新設する案件の検討に用いるとともに、その検討に当たっては、組織開発や制度改善の視点などを重視する。

また、海外で実施する研修については、その位置づけを明確化させるとともに、実施の基準について検討を行う。

- エ. 日本の知識や経験が開発途上国の問題解決により効果的に活かされるよう、大学との連携などにより標準教材等を開発するとともに、研修の標準的な手法についての考え方を整理し、個別案件の改善を促進する。

また、帰国研修員の活動を支援し、事業への活用を促進するために、帰国研修員を対象としたインターネット・サイトの開設、研修の成果を実践の場に適用する支援等のソフト型フォローアップ協力を充実させる。

- オ. 青年招へい事業については、平成19年度から事業内容を見直し、開発途上国の援助課題により合致した研修内容とする。

(4) 専門家・コンサルタントの選定

(専門家)

- ア. 公示・公募による人選を拡大する。
- イ. 専門家人選への反映を容易にするため、既存評価情報を蓄積するデータベースを改善する。

(コンサルタント)

- ウ. コンサルタント選定における選定方法を見直す。
- エ. 特に緊急な選定が必要と認められる案件については、迅速な選定を着実にを行う。

2. 無償資金協力の実施促進（法第13条第1項第2号）

- ア. 無償資金協力の実施促進業務については、企業向け説明会の開催、事前資格審査制度の改善・実施、入札公告の邦文化をさらに進める。
- イ. 無償資金協力の事前の調査等について、日本の知見を活かした援助実施及び費用対効果の最大化を図る観点から、契約形態及び内容を点検し、競争性の向上のための取組を検討し実施する。
- ウ. コミュニティ開発支援無償等の概略設計及び実施促進業務について、協力案件の計画・設計内容及び積算に係る調査・審査機能のさらなる強化を図る。

3. 国民等の協力活動（法第13条第1項第3号）

(1) ボランティア事業

- ア. 事業のプログラム化の中で、ボランティア関連事業とその他のJICA事業との連携を促進する。また、ボランティア関連事業に関し、他の援助機関との連携のあり方を検討する。
- イ. 適格な人材の確保につながる募集・選考や研修・訓練方法の改善に取り組む。
- ウ. 教員を中心とした地方公共団体からの参加を推進するとともに、現職参加推進のた

めに企業訪問等の取組を行う。また、参加促進のためにインターネットなどを活用した広報を行う。

- エ. 帰国ボランティアに対する進路対策支援を行い、特に、社会還元の効果が高いと考えられる教職志望者・志願者に対して、専任カウンセラーの配置等支援を拡充する。
- オ. 団塊の世代等シニア世代がこれまでに培った能力や技術を活かせる国際協力の場としてのシニア海外ボランティアへの参加を促進するための取組を行う。

(2) NGO等との連携・草の根技術協力等

- ア. 草の根技術協力事業の実施等により、NGO等の連携を推進するとともに、そのためのNGO人材育成プログラムを拡充する。
- イ. 草の根技術協力事業については、幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、説明会等を実施するとともに、ホームページの内容を充実する。
- ウ. 草の根技術協力事業については、案件の審査基準の統一化を図り、手続きの簡素化・迅速化を進める。
- エ. NGO等の活動に役立つ開発途上国の情報を引き続き整備し、ホームページ上で公開するとともに、実施中又は終了時の草の根技術協力案件の活動報告会等を積極的に開催する。
- オ. 地域奉仕団体等、様々な団体・個人の国際協力の試みに対する支援を行うため、地域において主体的に国際協力活動を行う団体等との連携を着実に進行。また、NGO-JICAジャパンデスクのNGO等との連携状況をモニタリングし、NGOが期待する支援内容について調査を行う。
- カ. 市民参加協力の全国拠点である広尾センター（JICA地球ひろば）を中心に他の国内機関とも連携しつつ市民団体の情報発信の機会を提供する。
- キ. 地域に密着した活動を推進するため、国内機関と自治体、国際交流協会、NGO等とで共催する事業については、質の向上に努める。

(3) 開発教育支援

- ア. 出前講座については、講義手法の標準化の検討を進めるとともに、JICAボランティアの社会還元の側面を踏まえ、講師を務める機会が多い協力隊員等を対象とした研修の実施などを通じ、質の向上を図る。
- イ. 国内機関の訪問を希望する学校に対し、訪問前及び訪問後の校内学習との一体的実施を促しつつ、受入に着実に対応する。
- ウ. 開発課題等への理解を促進するため、機構が実施する教師海外研修、開発教育指導者研修への参加者の活動をフォローアップし、研修内容の改善を図るとともに、学校単位での開発教育の取組を支援する。また、教師海外研修及び開発教育指導者研修の参加者の研修後の授業実践事例を積極的に収集・提供するとともに、開発課題

に関するホームページ上の教材を利用しやすい内容に改善する。

4. 海外移住（法第13条第1項第4号）

- ア. 移住者の定着・安定化を見つつ、引き続き高齢者福祉や人材育成を重点として、効果的・効率的に事業を実施する。
- イ. 国内で実施している移住者の子弟や日系人の日本語教師に対する日本語研修については他機関による同種の事業の実施状況等も含め機構が実施する必要性・意義を整理・分析する。
- ウ. 調査統計事業及び営農普及事業については、移住者への影響に十分に配慮しつつ事業規模を縮小の上実施する。

5. 災害援助等協力事業（法第13条第1項第5号及び第2項）

（1）緊急援助隊派遣

- ア. 国際緊急援助隊の派遣については、外務省の指示を受けてから日本を出発するまでに要する時間が、救助チームに関しては24時間以内、医療チームに関しては48時間以内の派遣とする。その際には、調査チームの活用やチャーター便の利用も検討し、より迅速な派遣を目指す。
- イ. 緊急援助活動の強化等に資するため、研修・訓練内容を充実させる。

（2）緊急援助物資供与

- ア. 物資供与のモニタリングのモデル（調査項目、方法等）を被災頻度の高い国について試行的に導入する。
- イ. 18年度に引き続きNGOと情報共有し、かつJICA事務所を活用し、連携による効率的な物資供与支援について検討する。

6. 人材養成確保（法第13条第1項第6号）

- ア. 国際協力関連機関・団体と連携しつつ、引き続き「PARTNER」利用者、利用団体並びに情報提供件数の拡充、人材登録の勧奨に努め、そのためにシステムならびにホームページのコンテンツ等の見直しを行う。
- イ. これまでの成果を活かしながら、能力強化研修等の適切な実施・改善に取り組む。また、受講者の進路調査を行い、研修内容の改善を図る仕組みを導入する。
- ウ. 人材育成をさらに幅広く行うため、国際開発問題を専攻する大学院生などの人材を対象としたインターンの受入を引き続き行うとともに、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。

7. 法第13条第1項第7号に基づく案件形成支援、調査研究業務

- ア. 海外の研究者の招聘や、その提唱する共同研究に参加することを通じ、国際的な研

究ネットワークとの関係構築を図る。また、国際場裡における主要な援助課題等に関する調査研究を実施するとともに、既往調査研究案件の成果を活用し、国内外での発信・共有機会を拡充する。

- イ. 案件形成支援について、現地リソースの活用の拡大や企画調査員の配置の見直し等を通じて、一層の重点化を促進しつつ、政策上の必要性を踏まえて、機動的・効果的な実施を図る。

第3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（人件費の見積を含む。） 別表1

2. 収支計画 別表2

土地・建物の効率的な活用を促進するよう中期計画で認可された重要財産の処分について検討を進めるとともに、自己収入の確保、固定的経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。

3. 資金計画 別表3

- ア. 融資事業における債権の回収を適切に進めるとともに、急激な為替変動を事由とするドミニカ共和国移住融資債務者の債務負担増について、債務緩和特別措置を実施し、新たな償還計画に基づき回収を行う。
- イ. 国際協力に対する国民の参画機会を広げる等の観点から、NGO等民間の援助活動の促進に配慮しつつ、広く国民各層からの寄附金の受け入れに努めるとともに、機構内に運営委員会を設置し、透明性の確保を図る。また、内閣府の委託により行われる「野口英世アフリカ賞基金」を含め受け入れた寄附金の適正な管理・運用を行う。

第4. 短期借入金の限度額

390 億円

理由:国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。

第5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

中期計画で認可された重要財産の譲渡等処分の準備を進める。

第6. 剰余金の使途

剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備、並びに改正機構法の施行に向けた組織及び業務の

統合に必要な経費に充てることとする。

第7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施する。

平成19年度の施設・設備の整備に関する計画

施設・設備の内容	財源	予定額（単位：百万円）
中部国際センター建替え	施設整備資金	736
本部及び国内機関施設整備・改修	施設整備資金	880
計	施設整備資金	1,616

（注記）金額については見込みである。なお、上記の他、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い、有償資金協力業務及び無償資金協力業務との統合に関連した施設・設備の整備、改修等が追加されることがありうる。

2. 人事に関する計画

- ア. 勤務成績の評価を年2回実施するとともに、人事評価者研修の継続、改善等に努め、人事評価の実施体制の定着を図る。
- イ. 管理職登用を中心とした昇格審査の継続、改善等に努めるとともに、在外強化の方向性を踏まえた人事ローテーションに基づき、適材適所の人員配置を行う。
- ウ. 各種階層別研修を引き続き実施し、その定着を図るとともに、在外事務所員の専門能力強化のための研修、国をみる能力強化のための研修等の専門研修の拡充、新設等により国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発を支援する。また、自己研鑽支援制度の拡充等を併せて検討する。

3. 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（法第1

5条第1項及び法附則第4条第1項）

- ア. 前期中期目標期間中の繰越積立金は、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した経費の支出並びにやむを得ない事由により前期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当する。
- イ. 前期中期目標期間中に回収した債権又は資金は、改正機構法の施行に向けた組織及び業務の統合に関連した施設・設備の整備、改修等の財源に充当する。

4. その他中期目標を達成するために必要な事項

- (1) 監査の充実

会計監査人による外部監査に加え、内部監査については在外における業務の実施状況等を中心として監査の充実を図る。

(2) 各年度の業績評価

年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を含めて内部で評価を行い、その結果を以降の業務運営に反映させる。

独立行政法人国際協力機構 年度計画

予算

別表 1

平成19年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
収入	運営費交付金	155,626
	事業収入	638
	受託収入	2,990
	寄附金収入	20
	施設整備資金より受入	1,616
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	260
	計	161,148
支出	一般管理費	12,241
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	11,753
	業務経費	144,282
	（うち特別業務費を除いた業務経費）	143,482
	受託経費	2,990
	寄附金事業費	20
	施設整備費	1,616
	計	161,148

収支計画

別表 2

平成19年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
費用の部		159,302
	経常費用	159,302
	一般管理費	10,976
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	10,488
	業務経費	144,282
	（うち特別業務費を除いた業務経費）	143,482
	受託経費	2,990
	寄附金事業費	20
	減価償却費	1,035
	財務費用	0
	支払利息	0
	臨時損失	0
収益の部		159,042
	経常収益	159,042
	運営費交付金収益	154,360
	事業収入	638
	受託収入	2,990
	寄附金収入	20
	資産見返運営費交付金戻入	1,017
	資産見返補助金等戻入	17
	財務収益	0
	受取利息	0
	臨時収益	0
純利益（▲純損失）		▲ 260
前中期目標期間繰越積立金取崩額		260
目的積立金取崩額		0
総利益（▲総損失）		0

資金計画

別表 3

平成19年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

（単位：百万円）

区別		
資金支出		182,917
	業務活動による支出	158,267
	一般管理費	10,976
	（うち特殊要因を除いた一般管理費）	10,488
	業務経費	144,282
	（うち特別業務費を除いた業務経費）	143,482
	受託経費	2,990
	寄附金事業費	20
	投資活動による支出	2,915
	固定資産の取得による支出	2,881
	新規貸付による支出	34
	財務活動による支出	0
	短期借入金の返済による支出	0
	国庫納付金による支払額	5,665
	翌年度への繰越金	16,069
資金収入		182,917
	業務活動による収入	159,273
	運営費交付金による収入	155,626
	事業収入	638
	受託収入	2,990
	寄附金収入	20
	投資活動による収入	1,719
	固定資産の売却による収入	0
	貸付金の回収による収入	1,719
	財務活動による収入	0
	短期借入による収入	0
	前年度からの繰越金	21,926

1. 国別の取組

(1) 東南アジア地域

ア. インドネシア

インドネシアについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 「民間主導の持続的な成長」実現のための支援
- (イ) 「民主的で公正な社会造り」のための支援
- (ウ) 「平和と安定」のための支援

イ. マレーシア

マレーシアについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 経済連携協定
- (イ) 環境保全
- (ウ) 社会福祉
- (エ) 南南協力
- (オ) 非伝統的安全保障

ウ. フィリピン

フィリピンについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 雇用機会の創出に向けた持続的成長
- (イ) 貧困削減
- (ウ) ミンダナオにおける平和と安定への支援

エ. タイ

タイについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 持続的成長のための競争力強化
- (イ) 社会の成熟化に伴う問題への対応
- (ウ) 人間の安全保障
- (エ) 地域協力

オ. ミャンマー

ミャンマーについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 人道支援

- (イ) 少数民族/難民支援
- (ウ) 麻薬対策
- (エ) 民主化支援
- (オ) 経済改革
- (カ) メコン地域開発

カ. ベトナム

ベトナムについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 成長促進
- (イ) 生活・社会面での改善
- (ウ) 制度整備
- (エ) その他

キ. ラオス

ラオスについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 基礎教育の充実
- (イ) 保健医療サービス改善
- (ウ) 農村地域開発及び持続的森林資源の活用
- (エ) 社会経済インフラ整備及び既存インフラの有効活用
- (オ) 民間セクター強化に向けた制度構築及び人材育成
- (カ) 行政能力の向上及び制度構築

ク. カンボジア

カンボジアについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) グッド・ガバナンスの推進
- (イ) 経済・産業振興
- (ウ) 農業・農村開発
- (エ) 社会セクター開発

(2) 東アジア地域

ア. 中華人民共和国

中華人民共和国については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 環境問題など地球規模の問題に対処するための協力
- (イ) 改革・開放支援
- (ウ) 相互理解の促進

イ. モンゴル

モンゴルについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 市場経済を担う制度整備・人材育成
- (イ) 地方開発
- (ウ) 環境保全
- (エ) 経済活動促進のためのインフラ整備

(3) 南西アジア地域

ア. バングラデシュ

バングラデシュについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 経済成長（民間セクター開発、運輸、電力、農業・農村開発）
- (イ) 社会開発と人間の安全保障（教育、保健、環境、災害対策等）
- (ウ) ガバナンス

イ. インド

インドについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 経済開発・インフラ整備
- (イ) 貧困対策（保健医療・農村開発）
- (ウ) 環境対策

ウ. ネパール

ネパールについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 社会分野
- (イ) 農業開発
- (ウ) 経済基盤整備
- (エ) 環境保全
- (オ) 紛争後の復興と紛争要因の排除

エ. パキスタン

パキスタンについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 人間の安全保障の確保と人間開発（保健・衛生・教育）
- (イ) 健全な市場経済の発達（水資源・灌漑、農業、経済基盤・経済発展）
- (ウ) 分野横断的イシュー（ジェンダー、環境、ガバナンス）
- (エ) バランスの取れた地域社会・経済の発展

オ. スリランカ

スリランカについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 平和の定着と復興支援
- (イ) 中長期開発ビジョン援助計画（経済基盤整備、外貨獲得能力向上に対する支援、貧困対策）
- (ウ) 津波災害復興

(4) 中米・カリブ地域

ア. ホンジュラス

ホンジュラスについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 基礎教育
- (イ) 保健医療及び水
- (ウ) 農村部地域開発
- (エ) 競争力強化
- (オ) 地域共通課題

イ. メキシコ

メキシコについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 人間の安全保障の向上と貧困削減
- (イ) 産業開発と地域振興
- (ウ) 地球環境問題及び水の衛生と供給

(5) 南米地域

ア. ボリビア

ボリビアについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 社会開発
- (イ) 生産向上
- (ウ) 制度・ガバナンス

イ. ブラジル

ブラジルについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 環境保全
- (イ) 格差是正のための地域振興・社会開発

(ウ) J B P P (日本・ブラジル・パートナーシップ・プログラム)

ウ. パラグアイ

パラグアイについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 貧困対策
- (イ) 持続的経済開発
- (ウ) ガバナンス

(6) アフリカ地域

ア. ガーナ

ガーナについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 地方農村部の活性化
- (イ) 産業育成
- (ウ) 行政能力の向上・制度整備

イ. ケニア

ケニアについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 人材育成
- (イ) 農業開発
- (ウ) 環境保全
- (エ) 保健・医療
- (オ) 経済インフラ整備

ウ. マラウイ

マラウイについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 食糧安全保障
- (イ) 人的資本開発
- (ウ) 持続的経済成長

エ. タンザニア

タンザニアについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 農業・零細企業の振興
- (イ) 人口、エイズ及び子供の健康問題への対応
- (ウ) 基礎教育支援
- (エ) 都市部における基礎インフラ整備等による生活環境改善

(オ) 貧困削減のための行財政能力強化

オ. ザンビア

ザンビアについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 農村開発を中心とする貧困対策への支援
- (イ) 費用対効果の高い保健医療サービスの充実
- (ウ) 貧困削減のための経済成長に資する産業開発
- (エ) 自立発展に向けた人材育成・制度構築
- (オ) 地域相互協力の促進

カ. セネガル

セネガルについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 基礎生活の向上（水供給、教育・人的資源開発、保健医療）
- (イ) 環境（砂漠化防止）
- (ウ) 経済成長を通じた貧困削減（農水産業、インフラ）

キ. エチオピア

エチオピアについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 農業・農村開発
- (イ) 水資源開発
- (ウ) 社会経済インフラ
- (エ) 教育
- (オ) 保健

(7) 中東地域

ア. アフガニスタン

アフガニスタンについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 地方農村総合開発（農業・農村開発）
- (イ) 中長期的開発のためのキャパシティディベロップメント（教育、保健医療、運輸交通、水資源、ジェンダー、ANDS（国家開発戦略）支援）

イ. エジプト

エジプトについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 持続的成長と雇用創出の実現
- (イ) 貧困削減と生活の質の向上

(ウ) 地域安定化の促進

ウ. シリア

シリアについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 経済・社会システムの近代化
- (イ) 水資源管理と効率的な利用
- (ウ) 社会サービスの拡充
- (エ) 環境保全

2. 開発課題別の取組

(1) ガバナンス

ア. ガバナンスについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 行政基盤
- (イ) 法と司法
- (ウ) 公共安全
- (エ) 統計
- (オ) 民主的制度

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 課題別指針の作成作業を継続する。
- (イ) ガバナンス課題タスクフォースの運営を通し、勉強会、ワークショップの実施やナレッジサイトの内容の充実を図る。

(2) 平和構築支援

ア. 平和構築支援については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) ガバナンス
- (イ) 治安回復
- (ウ) 社会基盤整備
- (エ) 経済基盤整備
- (オ) 社会的弱者支援

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 課題別指針を改定する。
- (イ) 復旧・復興支援における初動体制強化を行う。
- (ウ) 平和構築支援に必要な視点・能力強化を行う。

(3) ジェンダーと開発

ア. ジェンダーと開発については、ジェンダーの視点から特に以下の3つに分類される案件を中心に取組を強化する。

- (ア) ジェンダー平等政策・制度支援案件
- (イ) 女性を主な裨益対象とする案件
- (ウ) ジェンダー活動統合案件

イ. 協力事業の質の向上を目的として、以下の委員会等の活動を行う。

- ・ ジェンダー責任者会議
- ・ 課題別支援委員会
- ・ 分野課題タスク会合
- ・ ジェンダー担当者会議
- ・ ジェンダー懇談会

(4) 情報通信技術

ア. 情報通信技術については以下の分野を中心とした事業を実施する。

- (ア) I T政策策定能力の向上
- (イ) I T人材の育成
- (ウ) 通信基盤の整備
- (エ) 各分野へのI T活用による効率・効果の向上
- (オ) I T活用による援助における効率・効果の向上
- (カ) 放送分野

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 課題別支援委員会を運営する。
- (イ) 分野・課題ネットワークシステムのコンテンツを充実させる。
- (ウ) 国際協調に努める（国際会議への参加やドナー連携など）。
- (エ) 広報活動に努める。

(5) 運輸交通

ア. 運輸交通については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 運輸交通インフラ整備
- (イ) 運輸交通セクターでのキャパシティ・ディベロップメント支援

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 途上国固有の特性に対応した適正技術の検証及び定着に向けた計画策定（社会実験、試験的事業を含む）を継続的に実施する。
- (イ) 課題別支援委員会を運営する。

(ウ) 運輸交通に係るナレッジサイトの内容の更新・充実を図る。

(6) 都市開発・地域開発

ア. 都市開発・地域開発については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

(ア) 都市の持続的成長

(イ) 都市内貧困削減

(ウ) 都市開発セクターでのキャパシティ・ディベロップメント支援

(エ) 都市基本情報整備

(オ) 地域間格差の是正

(カ) 地方自治体におけるキャパシティ・ディベロップメント支援

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

(ア) 課題別支援委員会を運営する。

(イ) 都市開発・地域開発に係るナレッジサイトの内容の更新・充実を図る。

(7) 教育

ア. 教育については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

(ア) 基礎教育

(イ) 高等教育

(ウ) 産業技術教育・職業訓練

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う

(ア) 協力ニーズが高い地域については、地域毎の協力戦略について検討し、地域別協力方針にとりまとめ、今後の案件形成支援等での活用を図る。

(イ) 技術情報の蓄積、ナレッジサイトの充実、調査研究等の実施（ボトムアップの学校運営改善アプローチの有効性検証他）、及び外部有識者との連携強化により、教育分野の課題対応力を強化する。

(ウ) 教育分野の外部向け公開シンポジウムにより機構の知見の発信を行うとともに、内部向けの勉強会を行い、職員の能力向上を図る。

(8) 社会保障

ア. 社会保障については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

(ア) 社会保険・社会福祉

(イ) 障害者支援

(ウ) 労働・雇用

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

(ア) 社会保険・社会福祉分野では、①高齢者福祉に関する日本の経験についての整理・共有、および②職員の執務参考となる「社会保障ナレッジサイト」の拡充を図る。

- (イ) 障害者支援分野では、「アジア太平洋障害者センタープロジェクト」等を参考にしつつセミナーや研修等を実施し同分野の意義、主流化の重要性について我が国援助関係者の理解を深める。
- (ウ) 労働雇用分野に関しては、労働安全衛生分野に関する協力のあり方を整理する。
- (エ) 上記3点に加え、社会保障分野全般に関し、国内外の援助機関（WHO, JBIC等）やNGOとともに、セミナーの共催、事業情報の交換などを通じこれらの機関との連携促進を図る。

(9) 保健医療

- ア. 保健医療については、以下の分野を中心とした取組を予定する。
 - (ア) 保健システム開発・復興
 - (イ) リプロダクティブヘルス・母子保健
 - (ウ) 保健人材育成
 - (エ) 感染症対策
- イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。
 - (ア) 事業形成促進、事業運営管理の質の向上に向け、課題技術レファレンス（専門技術情報参照）体制を強化する。
 - (イ) 保健分野の個別課題に共通する保健医療システムのキャパシティ・ディベロップメント強化支援について事業アプローチの体系化作業を継続し、事業実践に反映させる。
 - (ウ) 世界における事業アプローチのより広範な普及を目指し、成功事業例を国際会議等で積極的に発信するとともに、他ドナーとの一層の連携や広域事業展開を図る。
 - (エ) 復興支援における保健医療分野の事業のあり方につき実践を分析しつつ効果的な展開の方策を検討する。
 - (オ) 大学・コンサルタント等との対話を一層図り事業実施リソースの拡充を目指すとともに、能力強化研修等の拡充を通じて専門家の養成強化を図る。

(10) 自然環境保全

- ア. 自然環境保全については、以下の分野を中心とした取組を予定する。
 - (ア) 自然資源の持続的利用
 - (イ) 生物多様性の高い地域の生態系保全
 - (ウ) 荒廃地の植生回復
- イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。
 - (ア) 課題別指針「自然環境保全」の改定作業を完了する。
 - (イ) 「プロジェクトデザインの業務指針」を作成する。
 - (ウ) ナレッジサイトのコンテンツの充実を継続し、その一環として良い事例を含む教

訓集を整備する。

(11) 環境管理

ア. 環境管理については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 大気環境（含む地球温暖化対策）
- (イ) 水環境
- (ウ) 廃棄物管理（含む循環型社会形成推進）
- (エ) その他環境管理

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う

- (ア) 環境管理分野（大気、水）の課題別指針を完成させる。
- (イ) 環境管理分野（廃棄物管理）の課題別指針案を作成する
- (ウ) 分野課題の知見の体系化や蓄積を目的に実務マニュアルや業務参考資料を作成する。
- (エ) 分野課題の知見の内外の関係者との共有化を目的に、ナレッジサイトのコンテンツの充実やセミナー・勉強会を開催する。

(12) 水資源・防災

ア. 水資源・防災については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 安全な水の安定した供給
- (イ) 総合的な水管理の推進
- (ウ) 防災対策の強化

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 水資源・防災サブタスクの運営を通し、勉強会の実施やナレッジサイトの内容の充実を図る。
- (イ) 国際会議への参加やドナー協調など国際協調に努める。

(13) 貧困削減

ア. 貧困削減については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 貧困削減に対する体制整備
- (イ) 貧困層の収入の維持・向上
- (ウ) 貧困層の基礎的生活の確保
- (エ) 外的脅威の軽減

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 貧困削減配慮案件のさらなる発掘・形成支援、実施に努める。
- (イ) 貧困削減にかかるナレッジサイトの内容の更新・充実を図る。
- (ウ) 職員向け研修、一般市民向けセミナー、マルチメディア教材の作成等を通じ、貧

困削減の主流化を図る。

(エ) 課題別指針を改定する。

(14) 農業開発・農村開発

ア. 農業開発・農村開発については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

(ア) 政策立案・実施能力の向上

(イ) 持続可能な農業生産

(ウ) 安定した食料供給

(エ) 活力ある農村の振興

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

(ア) 農業・農村開発の分野で基礎調査・研究会議を実施する。

(イ) 農業・農村開発にかかるナレッジサイトの内容の更新・充実を図る。

(ウ) 案件形成支援の強化を図る。なお、協力事業の計画・実施にあたっては、住民の視点に立った生活の改善と住民のエンパワーメントを重視し、協力の成果が、住民に面的かつ持続的に裨益することに留意する。

(15) 水産

ア. 水産については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

(ア) 活力ある漁村の振興

(イ) 安定した食料供給（水産資源の有効利用）

(ウ) 水産資源の保全管理

イ. 協力事業の質の向上を目的として、課題別指針を業務に活用するとともに必要な改定を行う。

(16) 経済政策

ア. 経済政策については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

(ア) 適切なマクロ経済運営の基盤整備

(イ) 財政システムの強化・安定

(ウ) 金融システムの強化・安定

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

(ア) 財政分野にかかる課題別支援委員会（公共財政管理分科会）を増設し、当該分野の協力のあり方を検討する。

(イ) 前項の検討と並行して、財政分野の課題別指針（公共財政管理）を作成する。

(ウ) 財政・金融分野における国際的動向や開発ニーズを把握するために、国内外の当該分野関係機関や他ドナーとの意見・情報交換を推進する。

(17) 民間セクター開発

ア. 民間セクター開発については、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 中小企業振興
- (イ) 貿易・投資促進
- (ウ) 産業基盤整備
- (エ) 産業技術向上
- (オ) 観光
- (カ) 地場産業の振興

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 貿易・投資促進のプロジェクトの効果的実施を図るための調査研究を引き続き行う。
- (イ) 観光分野における案件形成・実施等にかかる指針にかかる調査・研究を行う。
- (ウ) アフリカ支援のための案件形成支援・実施等にかかる調査・研究・勉強会を引き続き実施する。
- (エ) ナレッジマネジメントサイトの更なる充実を図る。

(18) 資源・エネルギー

ア. 資源・エネルギーについては、以下の分野を中心とした取組を予定する。

- (ア) 電力・エネルギー
- (イ) 省エネルギー
- (ウ) 資源・鉱業振興

イ. 協力事業の質の向上を目的とした以下の活動を行う。

- (ア) 省エネルギー分野における案件形成支援のため、引き続きエネルギー消費大国の省エネの現状につき情報収集を行う。
- (イ) 電力・エネルギー及び資源・鉱業振興分野のさらなる案件発掘・形成支援、実施に努める。